

## 市長の政治姿勢についての答弁

日本共産党を代表されました村井議員のご質問にお答えします。

まず、予算編成についてであります。

国の新年度予算は、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継続し、実質的に本年度の水準以下に抑制するとともに、教育、少子高齢化、環境問題への対応など4分野に重点配分する一方、義務的経費や公共事業を始めとする経費については、厳しい見直しをする方針の下、編成されたものであります。

また、「三位一体の改革」の影響などから、地方財政計画が4年連続マイナスになるなど、非常に厳しい状況にあります。地方税・地方交付税の総額は本年度と同程度を確保したとされております。

つぎに、本市の新年度予算についてであります。

新年度予算は「教育」、「活力」など、市政運営の7つのキーワードに基づき、新たに重点政策枠を設け、教育環境の整備や、子育て支援策の充実、さらには、産業の振興など46事業、80億円余りの予算の重点配分を行ったものであります。

これらを重点課題として取り組むとともに、市民との共同のまちづくりを進める中で、「ふるさと福山」の新たな創造に取り組んで参る考えであります。

以上

次に、国保行政についてであります。

まず、保険税の低所得世帯に対する一律の減免や一部負担金の減免につきましては、制度の健全運営の観点から困難であります。

次に、保険税の減免申請書は、制度内容の説明を基本として、交付しているものでありますが、明らかに減免要件に該当していないものについては、交付しない事としております。

次に、保険税の納税誓約書につきましては、たとえ世帯主が国保被保険者でない場合であっても、擬制世帯主として、保険税の納税義務が発生するという、制度の特異性があり、現行で実施してまいります。

次に、資格証明書につきましては、被保険者間の納税に対する公平確保のため、今後とも厳正に対応してまいります。

以上

次に、障害者自立支援法についてであります。

現在、提示されている「障害者自立支援法」においては、身体・知的及び精神の3障害について

- ・ 共通の制度の下で一元的なサービス提供を行う事
- ・ 障害者が働く事の出来る社会の実現
- ・ 身近なところでサービスが利用できる仕組みの構築

などが、示されているところであります。

あわせて、サービス利用の増大が予測される中で、財源確保は喫緊の課題であり、制度の継続性確保の観点から、利用者負担の考え方が盛り込まれているところであります。

利用者負担につきましては、上限額の設定など、低所得者に配慮した見直し等、国において検討されており、負担増となる人数及び影響額について、現段階で、具体をお示しすることは困難であります

以上

次に、介護保険制度についてであります。

まず、介護給付費の国庫負担割合についてであります。現行の20%を25%に引き上げ、財政調整交付金を、その枠が意図するよう、全国市長会を通じて要望しているところです。

次に、保険料、利用料の低所得者対策についてであります。

現在、国において、介護保険制度の見直しの中で、保険料の設定方法について、被保険者の負担能力がより適切に反映できるよう、検討されております。

また、利用者負担についても、高額サービス費の上限額の引き下げや、介護保険施設入所者に対する負担軽減措置が検討されており、本市としては、その動向を見極めて参りたいと考えております。

次に、特別対策として、行ってきた低所得者対策についてであります。

高齢者の訪問介護サービスに対する、国の特別対策は、介護保険制度の施工時において、施工前の訪問介護サービス利用者に対する負担の激変緩和措置として、5年間の期限を設けて実施されたものであり、本年度をもって終了します。

従って、国の特別対策を補完するため、本市独自の施策として実施してきた低所得者に対する訪問介護利用者負担の軽減措置についても、本年度をもって終了する事としております。

なお、障害者の訪問介護サービスについては、支援措置の継続が検討されており、国の動向を見守りながら、対応について見当してまいります。

次に、介護施設における職員の人員基準についてです。

感染症予防対策については、現在、国においてマニュアルを策定中であり、また、再発防止に向け、市独自の「ノロウイルス対応マニュアル」を配布し周知徹底につとめてまいります。

なお、介護保健施設の人員基準や介護報酬については、国が施設の経営状態等を勘案し、社会保障審議会の意見を聞いて定めることとなっており、今回の制度見直しを踏まえ、適正な基準や報酬が定められるものと考えております。

従って、労働環境調査を行うことは考えておりません。

以上

次に、環境・衛生行政についてであります。

まず、ゴミの有料化については、本市審議会の答申においても、施策の一つとして、また、環境省の「中央環境審議会」の意見具申の中にも有料化の推進について述べられております。

今後、国や他都市の動向を見守る中で、引き続き、検討して参ります。

また、「拡大生産者責任」の制度化については、「循環型社会形成推進基本法」に基本理念として事業者の責務が掲げられているところであり、具体には、いわゆる「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」等の各種個別法が整備されつつあります。

引き続き、国の動向を見極める中で、検討との連携や協力を深めてまいります。

以上

次に、教育行政についてお答えします。

まず、教科書採択についてです。

本市教育委員会は、教科書図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要な役割を持っており、本市の児童生徒に最も適切な強化用図書を採択するという基本方針を定めているところです。

採択にあたっては、教育委員会の権限と責任において適正かつ公正に行ってまいります。

次に、福山市立小中学校の通学区域制度についてであります。

このたびの答申は、

- ・ 通学距離が長くなるほど危険度が増すため、より安全面への配慮が重要であること
- ・ 地域とのつながりを大切にし、その教育力を充実させ、児童生徒を育てていく事
- ・ 風評によって児童生徒数に変動することのないよう、各学校においては教育内容の質的向上を図ること等の観点から審議され、答申されたものです。

教育委員会としましては、この答申の主旨を最大限尊重し、来年4月からの実施に向けて、取り組んで参ります。

次に、養護教諭の複数配置についてです。

養護教諭の複数配置については、国の基準に基づく措置となるよう、県教育委員会に対して、強く要望しているところです。

また、国に対しては、都市教育長会より、養護教諭の複数配置の拡充を含む、第7次の教職員定数改善計画の着実な推進を求めて、要望をしているところです。

次に、建設・都市行政についてのご質問であります。

まず、あきる野インターチェンジの判決につきましては、国が控訴して係争中ではありますが、一審判決の4日後には、同じ地裁において、同一地権者からの、代執行（強制収容）停止の、再申し立てが却下され、強制収容手続の続行が認められている状況にあります。

福山道路等の幹線道路網は、将来にわたって、交通渋滞を解消・緩和し、市民生活の利便性・安全性の向上や、社会・経済活動の活性化を図るもので、早期整備が出来るよう推進して参りたいと考えております。

次に、福山道路等の環境影響評価につきましては、「平成22年度予測交通量」を基に実施されておりますが、先般「平成42年度予測交通量」が、しめされたところであります。

このため、本市としましては、事業中の1区間2路線について、事業者である、国・県に対し、任意の環境予測を実施していただくよう働きかけているところであります。

次に、逆転層につきましては、本市は近隣都市と比較して、特に逆転層が発生し易い寄港や地形ではなく、また、福山道路等の環境影響評価では、既に静穏率等も考慮した予測を実施している事か

ら、調査の実施は考えておりません。

次に、小・中学校における、喘息の被患率につきましては、全国的に微増傾向にあり、その原因は明確になっておりませんが、本市の状況は、全国平均・県平均と比較して、低位で推移しております。

なお、交通渋滞の解消・緩和によって、自動車からの排出量低減効果がある幹線道路網整備は「備後地域公害防止計画」において、大気質改善施策に位置付けられているところであり、事業をすすめてまいる考えであります。

次に鞆港埋め立て架橋についてであります。

鞆に残る歴史的町並みは全国に誇れる貴重な文化遺産であり、その保存の必要性については、充分認識しております。

町並み保存事業については、保存予定地区内を通る、県道の拡幅計画があるため、現在、見合わせていますが、今後、鞆港埋め立て架橋事業の進捗により、代替道路確保の見通しが立てば、速やかに再開し、あわせて、重伝建選定へ向けた取り組みも進めていく考えであります。

なお、地域住民による、空家の保存や利活用の取り組みは、鞆のまちづくりや活性化を図るうえで大切な事と考えております。

次に、下水道や生活道路など公共施設の整備については、重伝建による、町並み保存と架橋事業をあわせて取り組むべきと考えております。

また、山際のトンネル案につきましても、今までも地元委員も入られた「鞆地区道路港湾計画検討委員会」などで議論されております。

鞆のまちづくりにあたっては、道路と港湾が一体的に整備でき、鞆地区の抱える日常的な課題が解消できる、現在の埋め立て架橋計画が最善との結論に至っております。

鞆地区道路港湾整備事業は、将来の鞆のまちづくりにおいて、重要な事業との強い認識のもと、

県知事・国の局長にもお会いし、現状の同意のもと、事業が推進できるよう要望してきました。

これに対して、国からは、全員同意がなくとも一定の要件が満たされれば、免許を行うことは、法的には可能であると示され、それと同時に、事業を円滑に推進するためには、地元の合意形成を行い、権利者の同意を得るよう勤める事の必要性もあわせて示されたところです。

また、県議会においては、埋立て免許申請に必要な環境影響調査を、新年度に実施する方針も明らかにされました。

こうしたことから、今後とも、地元推進団体等と連携をし、未同意者の説得も続ける一方、県とも協議を重ね、今後とも埋立て架橋の事業推進に向け取り組んでまいります。

以上

次に、住宅改修に対する助成制度についてであります。

この制度については、他市の状況等を調査もしてきたところです。

住宅改修については、公的資金の融資ならびに助成制度が拡充されている現状から、新たな市の助成制度を創設することなく、既存の制度の活用で、中小建設業者の受注の確保は出来るものと考えております。

以上

次に、競馬事業についてであります。

競馬事業につきましては、これまで学校建設等、本市行政運営に多大な貢献もして参りました。

しかし、ご承知の通り日本中央競馬会も例外でなく、競馬事業の売上は低下の傾向にあります。

本市の競馬事業におきましても、本年度6億5千万円の赤字が見込まれ、22億6千万円程度の累積赤字が見込まれるという状況にあります。

こうした状況を踏まえ、新年度におきましては、全庁的体制の中で、経営健全化に取り組む決意であります。

具体的には、財政局にプロジェクトを位置付け、行政・競馬関係者・有識者等が情報を共有し、様々な立場のご意見もいただく中で、多角的な視野での分析と振興策の策定に取り組んで参りたいと考えております。

また、この度は市営競馬の馬主が、本市の競走馬購入費補助金についても、再逮捕されるという残念な事態となりましたが、今後とも、関係者が一丸となって危機意識を共有し、経営健全化に努めて参りたいと考えております。

以上

次に、同和行政についてであります。

本市の同和行政推進にあたっては、今日なお残されている人権・同和問題の早期解決にむけて、「福山市同和行政基本方針」に基づき、問題解決は行政の責務との基本認識に立ち、創造性・主体性を発揮しながら、必要な施策の推進に努めているところであります。

二〇〇五年度（平成17年度）の同和対策関係予算につきましても、「基本方針」に基づき、所要額を計上しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会への事務所の使用許可につきましても、福山市人権交流センター条例及び福山市財産管理規則に基づき、使用許可しているものであります。

「2003年度同和地区実態調査」結果の集約につきましても、「基本方針」に基づいた取り組み状況の検証資料として、また、2006年度（平成18年度）以降の同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者などのさまざまな人権課題に対する取り組みを総合的に推進していくための「基本的な方針」を策定する際の基礎的資料の一部とするものであります。

つぎに、同和教育行政については、教育長より答弁いたします。

私は、「福山に住んでよかった」「住んでみたい」という街づくりは、市民一人一人の子が尊重され、疎外される事なく、地域の一員として、生きいきと生活できる事が基本であると考えております。

今後ともさまざまな人権課題の解決のため、積極的に諸施策を推進して参る所存であります。

次に、同和教育行政についてお答えします。

学力向上地域支援事業についてですが、この事業は、福山市同和行政基本方針に基づき、同和地区児童生徒の学力向上を図るため、地域が自主的に実施している教科等の学習会を支援しているものであります。

参加者の学習状況を把握することは、本事業の検証のために、必要であると考えております。

以上